

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

9143

(1/2)

日付	令和 8 年 2 月 11 日	支出額	990 円
項目	事務所費	充当額	495 円
細目	事務所費	按分率	1/2
摘要	フロアモップリース料 2 月分		
備考			

政務活動費 領収書等貼付用紙

(2/2)

ダスキンフランチャイズ会社カタログ印刷版

お客さま 埼玉県議会議員 長峰 秀和 様 〒330-0213 春日部市1-15-23-6 TEL 049-285-5695 FAX 049-285-7731 03(0)120-00-5695	納品・請求書 兼領収書 登録番号:T8070001004715	ダスキン坂戸 株式会社ダスキンサーブ北関東 〒330-0213 春日部市1-15-23-6 TEL 049-285-5695 FAX 049-285-7731 03(0)120-00-5695
--	---	---

発行日: 2026年 2月 11日 次回訪問日: 2026年 3月 11日 前引現金

商品名・仕入内容	原価	前取	単価	数量	金額	備考
フロアモップ FM-DF 4W	1	1	990	1	1	990

2026年02月03日時点 DDnetコイン残高

前回未収残	900	90	990	990	10%	F#
-------	-----	----	-----	-----	-----	----

印
 係
 印
 係
 印
 係

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

9242

(1/2)

日付	令和 8 年 2 月 16 日	支出額	70,440 円
項目	事務所費	充当額	63,396 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所家賃（3 月分）送金料を含む		
備考			

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
08-02-16		通帳送金
記号	番号	
*****	*****	
取扱番号	お取引金額	
N087	*70,000	
	残高	
送金料金 *440円		
振込予定日 08-02-16		
タケウチ マサフミ		

ご利用いただきましてありがとうございました。

—— ゆうちよ銀行 ——

整理番号189-2

賃貸借契約書

第1条 武内政文（以下「甲」と称する）は、（以下「乙」と称する）
が所有する次の建物を借用する。

住所：埼玉県入間郡越生町越生895番地

第2条 甲は上記の建物を政務活動のための事務所として使用し、それ以外の
目的のために利用することはできない。

第3条 借用期間は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

第4条 建物の賃借料（電気、ガス、上下水道を含む）は、月額70,000円とす
る。甲は、借用月の前月末日までに、乙の指定する銀行口座に振り込み支
払うものとする。ただし、令和7年4月分については、同月末日までに支
払うものとする。

第5条 甲の責により建物、調度品、備品などに破損が生じた場合、甲は現状回
復のための費用を負担、又は相当品を提供するものとする。

第6条 上記に規定した以外の事項が生じた場合は、その取り扱いについて、甲
乙協議の上決定するものとする。

令和7年3月25日

（甲）埼玉県入間郡越生町上谷450番地

武内 政文 

（乙）

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

9243

(1/2)

日付	令和 8 年 2 月 16 日	支出額	4,220 円
項目	事務所費	充当額	3,798 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所来客用駐車場賃借料（3 月分）送金料を含む		
備考			

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
08-02-16		通帳送金
記号	番号	
*****	*****	
取扱番号	お取引金額	
N092	*4,000	
	残高	
送金料金 *220円		
振込予定日 08-02-16		
タケウチ マサフミ		

ご利用いただきましてありがとうございました。

—— ゆうちよ銀行 ——

整理番号 190-2

駐車場 賃貸借契約書

貸主 [] (以下、「甲」という。)と借主 武内政文 (以下「乙」という。)は、下記(1)に表示する駐車場の使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

(1) 駐車場の表示

駐車場 の表示	所在地	入間郡越生町大字越生字榎田 389番7 入間郡越生町大字越生字北外張 810番2
	名称	町田駐車場
	指定場所	[]

(2) 駐車車両

車種・車名形式	ホンダ フリード	登録番号	[]
---------	----------	------	-----

(3) 契約期間

契約期間	2025年 4月 1日 から 2026年 3月31日 までの 1 年間
------	-------------------------------------

(4) 賃料

賃料 (駐車場使用料)	月額 4,000円 (消費税含)

支払期限: ① 毎月末日までに翌月分を支払う。 2. 契約期間分を契約期間開始日までに一括して支払う。

支払 方法	1. 口座振替	[]
	② 振込	
	3. 持参	持参先:

※振込手数料は、借主負担とする。

(5) 貸主及び管理者

貸主	氏名	[]
	住所	〒 []

管理者	商号又は名称 宮田精一事務所 代表者 宮田精一
	所在地 〒350-0416 入間郡越生町大字越生 908 番地 15 電話 049-292-3405

※その他貸主及び管理者に関する事項

貸主代理人	氏名	[]
	住所	〒 []

整理番号/90-3

(6) 更新等に関する事項

新規及び更新契約料は、新賃料の1ヶ月分を支払うものとする。

(7) 特約条項

駐車場保管証明書を発行する場合は、賃料の1ヶ月分を手数料として支払うものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主及び借主が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

2025年3月1日

甲(貸主)	氏名	代理人	電話
	住所		
乙(借主)	氏名 (商号及び代表者)	武内 政文	電話
	住所	入間郡越生町大字上谷450番地	
緊急連絡先	氏名	武内 政文	電話
	住所	入間郡越生町大字上谷450番地	

宅地建物 取引業者	商号(名称)	宮田精一事務所	代表者	宮田精一
	事務所所在地	入間郡越生町大字越生908番地15	電話	049-292-3400
	免許証番号	埼玉県知事(2)第23444号		
宅地建物 取引士	氏名		登録番号	
	業務に従事する事務所	入間郡越生町大字越生908番地15		

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

9336

(1/2)

日付	令和 8 年 2 月 20 日	支出額	193,710 円
項目	事務所費	充当額	174,339 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	家賃・共益費・駐車場代		
備考	3 月分		

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。



埼玉りそな銀行

RESONA

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
10404	08-02-20	12:29
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥193,600	¥110
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳		C 認証
(1万円)	(5千円)	(1千円)
万円	千円	千円
		円

お振込明細またはご案内

電信

お受取人
埼玉りそな銀行
狭山支店
普通 3518568
サヤマフトウサソ(カ様)

ヒカッシャマトオルセイムカットウツムシヨ様

ご依頼人
電話番号
取扱番号 200008

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認

事業用建物賃貸借契約書

貸主 聖和商行 株式会社 (以下「甲」という。)と、借主 東山 徹 (以下「乙」という。)と連帯保証人 (以下「丙」という。)とは、事業用建物賃貸借契約 (以下「本契約」という。)に基づいて、以下の条件で本契約を締結した。

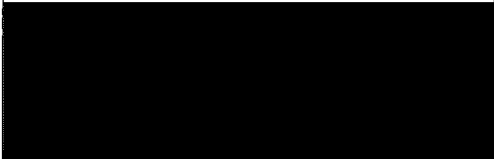
(A) 賃貸借の目的物の表示等	名 称	北野第2ビル 3階		
	所 在 地	(住居表示) 埼玉県狭山市富士見1-14-11 (地 番) 埼玉県狭山市富士見1丁目6512番地7 (家屋番号) 6512番7		
	種 類	事務所		
	構造・規模	鉄骨造陸屋根4階建		
	契約面積	建物: 95.3㎡ (約28.8坪)		
	使用目的	事務所		
	物件の所有者	(住所) 神奈川県横浜市長北区大倉山1-28-11 大倉山702 (名称) 聖和商行株式会社		貸 主 (住所) 神奈川県横浜市長北区大倉山1-28-11 大倉山702 (名称) 聖和商行株式会社
(B) 賃貸借条件	賃 料	月額 金 150,000円 (外消費税) 金15,000円	礼 金	金300,000円 (外消費税80,000円)
	共 益 費	月額 金10,000円 (外消費税)	敷 金	金150,000円
	更新料	新賃料の0.5ヶ月分	保 証 金	
	更新事務手数料	新賃料の0.5ヶ月分 (消費税別)	償 還 期	
	敷金の返還時期	物件明渡し日より3ヶ月以内		
	火災等保険料	乙にて借家人賠償責任付き火災保険に加入するものとする。(証券の写しを甲へ提出するものとする)		
	その他使用料	無		
(C) 保証	契約期間	令和 6年 3月 1日から令和 11年 2月 末日まで 5年間		
	引 渡 日	令和 6年 3月 1日	賃料発生日	令和 6年 3月 1日
	借主の解約権	解約の効力は、借主が解約の中入れをした日から3ヶ月の経過をもって発生する		
	賃料等の支払方法	以下の名義人の預金口座に振込により支払うものとする <振込口座> 金 融 機 関 口 座 種 類 名 義 人		
	支払期限	①翌月分を毎月末日までに支払う ②振込み手数料は乙の負担とする		
	連 帯 保 証 人	家 賃 債 務 保 証 会 社		
	連帯保証人 極度額	家賃債務保証会社 社名		
特約事項がある場合については別途特約条項欄に記載するものとする。				

特約事項

- 1 乙が本物件を引渡時の現況から標記（A）の使用目的に供するにあたり、必要となる届出・許認可・用途変更及び甲が承認した本物件の躯体や付属設備の変更・撤去・増設にかかる工事については、すべて乙の費用負担にて行うものとする。なお、甲はこれらの届出・許認可、工事等に協力するものとする。また、乙はこれらの届出・許認可、工事等により、必要な期間について、賃料の免除・減額を請求することはできない
- 2 引き渡した時点で残置してある、造作、什器、備品、エアコン等（以下「残置物」という）についての維持、管理、修繕、取替え等については、乙が為すものとする。なお、乙は残置物について瑕疵を主張できないものとする。
- 3 契約期間中の電球、蛍光灯、給水パッキン等の軽微な修繕は借主の負担とする。

本契約の締結を証する為本書2通を作成し甲乙丙、媒介業者はこれに署名捺印したあと甲乙各1通を保有する。

令和 6 年 2 月 28 日

貸 主・甲	借 主・乙
〒222-0037 横浜市港北区大倉山1丁目28番11-702号 聖和商行株式会社 代表取締役 北 野 敦 也	 東 山 徹
	連帯保証人・丙
印	

媒介業者		
[取引態様] 「貸借」／媒介・代理・ [免許証番号] 埼玉県知事（12）第 8534 号 [免許年月日] 令和 4 年 5 月 17 日 [主たる事務所] 埼玉県狭山市祇園 2-13 [商号又は名称] 狭山不動産株式会社 [代表者の氏名] 代表取締役	[取引態様] 「貸借」／媒介・代理・ [免許証番号] 埼玉県知事（6）第 19372 号 [免許年月日] 令和 3 年 7 月 13 日 [主たる事務所] 埼玉県入間市豊原 [商号又は名称] 株式会社 [代表者の氏名] 代表取締役	[取引態様] 「貸借」／媒介・代理・ [免許証番号] [免許年月日] [主たる事務所] [商号又は名称] [代表者の氏名]
[宅地建物取引士]	[宅地建物取引士]	[宅地建物取引士]
[登録番号]	[登録番号]	[登録番号] 知事・第 号
(宅地建物取引士)	(宅地建物取引士)	印
業務に従事する事務所所在地 埼玉県狭山市祇園 2-13 狭山不動産株式会社 電話 04 (2958) 0077	業務に従事する事務所所在地 埼玉県狭山市祇園 1-13 株式会社ハウスネット 電話 04 (2956) 5500	業務に従事する事務所所在地

【普通】建物賃貸借契約約款（事業用）

第1条（契約期間）

本契約の契約期間は、(B)に記載された契約期間とします。

第2条（使用目的）

乙は、本物件を(A)に記載された事業目的・用途のために使用するものとし、他の目的・用途にて使用してはならないものとします。

第3条（賃料および共益費等の支払い）

- 乙は、(B)の賃料、床料費、駐車場賃料、その敷料金（以下、「賃料等」といいます。）を(A)に記載された甲が指定する支払方法（別途締結する保証委託契約・支払委託契約等により支払方法が定められている場合には、その方法）にて、支払期日までに支払います。
- 1ヶ月未満の賃料等の支払いについては、(B)に記載された賃料計算により算出します。
- 日割計算による賃料等の支払いについては、月額賃料等×入居日数÷(B)に記載された日割計算の日数＝日割金額により算出します。
- 賃料等の支払時に要する口座振替および振込の手数料は、乙の負担とします。

第4条（礼金・権利金）

乙は、本契約の締結時までに(B)の礼金または権利金（以下、「礼金等」といいます。）を甲に支払うものとします。ただし、乙は本契約締結後は、甲に対し礼金等の返還を求めすることはできないものとします。

第5条（敷金・保証金）

- 乙は、本契約から生じる一切の債務の担保として、本契約の締結時までに(B)の敷金または保証金（以下、「敷金等」といいます。）を甲に交付します。ただし、敷金等は利息を付さないものとします。また、乙は賃料等が増額された場合、増額に見合う敷金等を不足分を甲に差し入れなければならないものとします。
- 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、敷金等をその債務の弁済に充てることができるものとします。この場合、乙は甲より充分の通知を受けたときから7日以内に敷金等の不足額を甲に交付しなければならぬものとします。なお、乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金等をもって賃料、共益費その他の債務との相殺または充て済を請求することができないものとします。
- 甲は、本物件の修繕・修繕後、乙が差し入れた敷金等から来払い賃料等その他本契約に基く乙が負担すべき負担を差し引き、その残額を返金または乙に返還します。ただし、明渡し時の乙の修繕債務に相当する費用負担に相当する残額が不足している等、乙が負担すべき債務の額が確定していない場合には、確定後に返還します。なお、返還に要する費用（振込手数料等）は、乙が負担します。
- 乙は、差し入れた敷金等の返還請求権を第三者に譲渡し、あるいは担保に供することはできないものとします。

第6条（駐車場等）

- 乙は、敷地内の駐車場等（バイク置場および自転車置場を含みます。以下同様です。）を使用する場合、(B)の賃料を支払い、甲の指定する位置に、甲の承認を得た車両のみを駐車します。
- 乙は、契約期間中に車両の変更を行う場合、事前に甲に対して通知し、書面により承認を得なければなりません。
- 甲は、天災地変・火災・爆発・衝突・盗難・第三者による損害等、甲の責めに帰すべき事由により乙に損害が生じた場合、一切その責を負いません。
- 乙は、放棄または過失により本物件の敷地または(1)駐車場等の車両に損害を与えた場合、直ちにその損害を甲またはその所有者に賠償します。
- 乙は、「保管庫使用承諾書」を必要とする場合、甲に発行を依頼するものとし、甲は、これに応じるものとします。
- 甲または乙は、駐車場等のみを解約する場合、第19条および第20条と同様の手続きを行います。
- 甲および乙は、別途駐車場契約または規約等がある場合、その定めによるものとします。

第7条（損害賠償等の加入義務）

- 乙は、本契約期間中、火災、漏水等の事故に遭い、自己の負担にて他人賠償責任保険および甲が指定する保険を備えた保険に加入します。
- 乙は、本契約を更新する場合、前項に定める保険等についても、自己の負担において、更新または再加入します。

第8条（付帯設備）

- 本物件の付帯設備は、別紙に記載の通りとします。
- 甲は、乙に対して、前項の付帯設備を現状有姿で引き渡すものとし、乙は、経年劣化または使用に伴う経年劣化・キズ・汚れ等があることを予め了承します。

第9条（乙の管理注意義務）

- 乙は、善良なる管理者の注意義務（以下、「管理注意義務」といいます。）をもって本物件および付帯設備を保全し、使用します。
- 乙は、本物件について定められた規則等がある場合、これを遵守します。
- 乙（店主・実業主等の関係者を含む）が放棄・過失または管理注意義務に違反して、甲または第三者に損害をもたらしたときは、乙の責任において甲または当該の第三者にその損害を賠償するものとします。

第10条（届出または通知事項）

- 乙は、本物件の引渡し後14日以内に、入居時における本物件内の建物または設備に存する汚損・破損等、甲の指定する方法にて報告するものとします。
- 退去時において本物件内に存する汚損・破損等のうち、前項の報告に含まれていなかったものについては、乙の入居中に発生したものとは推定されるものとします。なお、乙が入居時に前項の報告を行わなかったときは、退去時において本物件内に存する汚損・破損等は、いづれも乙の入居中に発生したものと推定されるものとします。
- 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を甲に届出または通知します。
 - 本物件を1ヶ月以上の長期間にわたり使用しないとき
 - 乙の住所、所在地、代表者、事業目的、主要業主等の重要な事項または、表面【明渡し】に記述した連絡先に変更が生じたとき
 - 乙が合併・事業譲渡・会社分割等を行うとき、ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第11条第2号の定めに従うものとします。

- 通常保証人（以下、「丙」といいます。）の住所、氏名、電話番号、メールアドレス、勤務先その他に変更が生じたとき
- 乙または丙について、死亡・後見開始・後見終了の審判または破産・民事再生、会社更生もしくは特別清算等の事由が生じたとき
- 本物件の建物または設備を、汚損・破損もしくは滅失させたとき、または破損等のおそれが生じ修繕・修繕を要するとき

第11条（禁止事項）

乙は、本物件および付帯設備の使用について、次の各号に掲げる行為を行ってはならないものとします。

- 甲の書面による承諾を得ることなく、(A)に記載された事業目的・用途を定意をすること
- 甲の承諾なしに賃借権の譲渡、転貸または使用貸借等を行うこと
- 本物件および付帯設備に基づく、他の権利について、担保に供すること
- 本物件内に居住し、または第三者を居住または宿泊（仮宿）させること
- 付帯設備を本物件以外の場所に持ち出すこと
- 甲の承諾なしに、本物件の増築、改築、修繕、修繕その他の工作物の取付、改築、工作を伴う修繕等により現状の変更をすること
- 本物件内に引火、爆発、爆発、腐蝕、臭気、騒音のおそれのある物品等を持ち込み、または使用すること
- 甲の承諾なしに、火、端等の移動（臨時であっても明らかに近隣に迷惑を及ぼす恐れのない動物を除きます。）を持ち込み、または飼育すること
- 違法もしくは公序良俗に反する賭博・販売活動もしくは振り込み詐欺等の特殊詐欺を行い、またはその拠点とすること
- 飲酒、刀剣類または爆発性、毒性を有する危険な物品等を製造または保管すること
- 危険物、麻薬、危険ドラッグ（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する特定薬剤）等、興奮剤、幻覚剤、麻酔等の作用を人の精神に及ぼすおそれのある物を製造、販売、使用、所持すること
- 危険行為、賭博、暴行の発生その他の近隣の迷惑および共同生活を妨げる行為や衛生害となる行為
- 本物件を、自ら暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団関係企業、団体、組織もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下、これらを総して「反社会的勢力」といいます。）の事務所、その他の活動拠点として使用し、もしくは第三者をして反社会的勢力の活動拠点として使用させること
- 本物件内および共用部分に、反社会的勢力であることを通知させる名称、看板等を掲げることを
- 本物件に反社会的勢力を発生させ、または反社会的勢力を立ち入らせること
- 本物件および本物件の近隣において、犯罪、組織等の行為をなして、近隣者および他の入居者、管理者に不安感、被害等を生ずる行為をなすこと
- 別紙に定められた禁煙等がある場合、これに違反すること

第12条（修繕義務と費用負担範囲）

- 甲は、第2項に定めるものを除き、乙が本物件の使用および収益をするために必要な修繕・修繕を行うものとします。ただし、乙の故意・過失、蓄意または故意・過失、その使用上の使用方法を超えるような使用による損耗等、乙の責めにより必要となった修繕・修繕については、乙の費用負担とします。
- 乙は、前項の規定にかかわらず、入居期間中における自然損耗・経年劣化または通常損耗等であっても、次の各号に定める修繕については、甲の承認を得ることなく自ら費用負担において修繕を行うものとし、甲は、次の各号に定める修繕については、修繕を免除するものとします。
 - 物件の電気配線、配線、配線、照明器具、スイッチ、コンセント等の付属品の修繕
 - 電気、配線、配線等の消耗品の交換
 - 本物件内の乙所有の設備、設備に相当する修繕
 - バス・トイレ・洗面・台等の排水の詰まり、水漏れ、カビ等、その清掃・手入れを怠った結果生じた設備の修理・修繕、修繕（パッキン）の交換
 - (A)記載の鍵を紛失したときの交換および複製費用
 - その他、付帯設備等の軽微な修繕
- 甲は、第1項の定めにより修繕を行う場合、予め乙に通知するものとし、乙は正当な理由がない限り、甲が行う修繕について同意し、協力する義務を負い、これを拒否することはできません。この場合、乙が当該修繕の要請を拒否したことにより、乙に損害が生じたときは、甲はその責を負わないものとします。
- 乙は、本物件が修繕を要するときは、遅やかに甲に通知するとともに、甲の指示に従わなければならない。この通知を怠り、または遅延したことによって、建物または付帯設備等に損害を及ぼしたときは、乙はその損害の全部を賠償しなければならない。
- 乙が前項の通知を行った後、相当期間を経過しても甲が修繕を行わない場合、乙は、修繕箇所、修繕の必要性および修繕見積金額を書面により甲に通知し、甲から承諾を得たときは、自ら必要な修繕を行うことができます。ただし、急迫な事情があるときは、甲の承諾を要しないものとします。
- 本物件にかかる電気、ガス、水道の使用料金、汚水処理費用、町会費等の費用については、乙または入居者の負担とします。

第13条（修繕等）

- 乙は、本物件の修繕等について次の各号に該当する場合、予め甲の書面による承諾を得るものとします。
 - 本物件の修繕等を設置するとき
 - 電気、ガス、給排水等の設備の容量等に影響を及ぼす施設、機械器具等を新設取付または変更するとき
- 乙は、前項の規定に従い修繕等を設置した場合、当該修繕等の買取請求を甲に対して行うことができないものとします。

第14条（賃料等の改定）

- 甲または乙は、本契約期間内においても、協議の上、賃料等の改定をすることができます。
- 甲または乙は、公租公課、物価の変動等により、(B)の賃料等が不当になった場合、前項の規定にかかわらず、相手方に対して賃料等の増減または減額を請求することができます。

第15条（一部滅失等による賃料の減額等）

- 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、それが乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、賃料は、その使用できなくなった部分の割合に応じて、減額されるものとします。この場合において、甲および乙は、減額の程度、期間その他必要な事項について協議するものとします。
- 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、残存する部分のみでは乙が賃借をした目的を達することができないときは、乙は、本契約を解除することができます。ただし、それが乙の責めに帰する事由の場合、乙の責任において甲に与えた損害を賠償するものとします。

天災、地災、その他甲の責めに歸すべきことのできない事由により、本物件の通常の使用が不能となり、本契約の目的が達成できない場合、または、都市計画等により本物件が収用、使用制限され、本契約を維持することができなくなった場合は、本契約は当然に終了します。甲は乙の責めに歸すべきことではない。甲は乙の責めに歸すべきものとし、

1. 甲および乙が、相手方に対し、本契約第19条第1項および第4項に定める期限までに、本契約を更新しない旨の書面による通知を行わなかった場合、本契約は (B) の更新料、更新手数料を支払い、貸渡期間満了日の翌日から間一条件で更新し(以後も同様とします。

2. 本契約が更新(前項の更新および借出借戻しの法定更新を含みます。)された場合、乙は、本契約が更新される日までに、甲に対し更新料と、(B)の更新料を支払います。

1. 甲は、乙が賃料等の支払いを怠るときは、借居の期間をもって催告し、その期間内に乙が履行しないときは、本契約を解除することができる。
2. 乙が、他の各号のいずれかに該当し、かつ前号の間の関係が損なわれたと認められたとき、甲は甲の借居にすぎず、直ちに本契約を解除すると定められた。
(1) 甲が借居を賃した本契約書への違反記載その他不正な方法により本契約を解除したとき
(2) 賃料等の支払いを2ヶ月以上滞延したとき
(3) 乙が借居前止借居または手形、小切手の不換付を受けたとき
(4) 乙について、破産、民事再生、小切手生、特約清算又はこれらに準ずる法的手続きの申し立てがあったとき
(5) 甲が、乙の借居の他の公衆衛生、安全に支障する等の乙の借居の用途と異なる行為、または騒音、臭気、火災、害虫の発生、犯罪等を行つた等の行為を致したとき
(6) 本契約の各条項の定めと反したとき、または別添決定された租界が有する場合、これに反したとき

定めに従い、本契約を締結し、次の各号のいずれかに該当した場合には、その相手方は何れもまたこれを履行せず、直ちに本契約を解除することができます。

(ア) 本契約第2条の事業内容に反する事業が明示されたとき

(イ) 本契約締結後に、自らまたは役員・取締役や執行役員、監査役、執行受またはこれらに準ずる者が反社会的勢力の者に該当したとき

(ロ) 債務、貸付金、商品、物品、酒類、たばこ、賭博用具、娯楽等の取組行為を行ったとき、もしくはその他借入金等の介入によって生じた行為を行ったとき

(ハ) 甲が、乙が他の各号のいずれかに該当した場合には、何らの催告も要せずして、直ちに本契約を解除することができる。

(ニ) 第1条第9号から第11号までに掲げる行為を行ったとき

(ホ) または前記(ア)～(ハ)のいずれかを用いて、次のいずれかの行為を行ったとき

① 甲に対する差別的な言動による要求行為

② 甲に対する差別的な責任を転嫁した不当な要求行為

③ 甲に対し脅迫的な言動を行い、または暴力を用いる行為

④ 悪意を流布し、偽りに基づき威力を用いて甲の信用を毀損し、または甲の事業を妨害する行為

⑤ その他(ロ)から(ハ)に準ずる行為

1. Bは、本契約を締結する者である。また本契約期間満了時に本契約を終了する旨を、**【標記B-①】**に記載する予備通知書に、甲に別し書面にて申し渡すこととする。この場合、甲に入れた旨を告げる予備通知書または本契約期間満了の旨を告げる予備通知書の送達に、甲が同意する旨を明示したときは、本契約終了の日をもって終了とする。この場合、乙は契約終了の翌日から、甲に入れたした解約期または契約期間満了日までを賃料対価額を、甲に支払うこととする。

2. 本契約解除または契約満了による終了の申し入れを、**【標記B-②】**に記載する予備通知書または行なわれたら結合、又は**【標記B-③】**の賃料対価額を支払うことにより、直ちに本契約を解約または終了することとする。

3. 甲が乙に対して、本契約の解除または終了の申し入れをした場合は、甲からの申し入れ後3ヶ月経過期日に、乙が甲に対して、本契約を解除または終了したことを、その旨をもって、本契約は終了する旨を甲に通知し、本契約を任意で取消し渡したときには、その旨をもって、本契約は終了する旨を甲に通知することとする。

第 1 条 乙は、解約・解除・消滅後等により本契約が終了した場合、直ちに本物件を明け渡すものとする。

第 2 条 本物件の引渡しに際し、次の各号に掲げる事項を行なうものとする。

- (1) 乙の本物件内に搬入したすべての物品の取付、設置した造作、設備等の撤去
- (2) 乙が本物件を変更した箇所および本物件に生じさせたすべての汚損、または損傷の修復

第 3 条 本物件内または共用部分の清掃およびゴミ、汚物の処理

- (1) 乙が使用した公衆料金等の滞りなくの清償
- (2) 『借主』互に規定した際の清掃
- (3) その他根拠法令に必要となるすべての事情

第 4 条 乙は、この賃貸借には過失、蓄意性意図違反により、本物件もしくは付帯設備に損害を加えた場合、甲に対し、その損害を賠償するものとする。また、普通法上の責任による場合、甲は、通常の使用方法を超える使用による汚損・毀損・損耗を含むものとします。

第 5 条 本物件の引渡しに際して、原則として、自然燃焼・融雪装置・通風の使用方法や換気装置について、原状回復義務を負担しないものとします。ただし、本契約に別添約の定めがある場合は、その定めによるものとします。

第 6 条 甲、本物件を貸附した後、本物件に侵害した物品がある場合、単は、その場合、乙が、乙の責めなしでして、且、それらの物品を返却することができず、この場合、乙は、乙の高額金庫を立てて、乙と乙との所有物と見做され、甲に対して、明渡し修繕料、立退料、損害賠償料その他の費用の合計に相当する金額を支払うものとします。

第 7 条 乙が他の期間中に甲の承諾を得て、本契約に基づいて別の請求は一実行を行い、明渡し時にその債権が現存する場合であっても、乙は支出した費用または債権の増減額の払いを受けることはできないものとします。

第 8 条 本契約の後半後に引渡し、乙は、甲に本物件を明け渡さなかったときは、乙は本契約の引渡しと引渡しに相当する日に関する賃料の倍額に相当する損害賠償、および上記により甲が被った一切の損害を賠償するものとする。

1. 甲または甲が指定した者は、本物件の保守、保全、防火、防犯等の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができます。なお、この場合、乙は正当な理由がある場合を除き、立ち入りを拒否することができないものとします。

2. 甲または甲が指定した者は、火災、地震、潮水、ガス漏れ、被爆等の緊急事態発生またはその可能性があるときは、乙の承諾を得ることなく、本物件に立ち入ることができ、その場合、甲は、立ち入り後その旨を速やかに乙に報告しなければならないものとします。

[illegible]

1. 乙は、次の各号のいずれかに該当することを停止条件とし、本契約の履行の停止に
して合意する。但し、本物件の買渡しの履行に際する一切の報酬を丙に委任する。
(1) 乙が前項の変更後3ヶ月以上、または度々滞りを繰り返す、等が相当期間
定めな催告をしたにもかかわらず履行しないとき、
(2) 乙が甲への届出をせずして住所を転じたとき、2ヶ月以上経過したとき
(3) 乙が死亡または婚姻その他事由により本契約の履行が困難になったとき
2. 丙は、本契約が存続する限り、前項の停止条件が成就したことが事実でな

第22条第7項に基づき、【添記】日に記載する家賃債務保証業者の提供する保証を利用する場合には、家賃債務保証業者が提供する保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲および乙は、本契約締結と同時に当該保証を利用するために必要な手続を取るものとする。

1. 乙は、本契約から生じる金銭債務（資料等）の支払ひを遅延したことに對し、甲は、
 ①、8%の割合からなる遅延損害金を支払ふものとします。ただし、別途約定する
 利率が前記よりも支払ひ利率に對し、遅延損害金の定めがある場合は、その定めによ
 るものとします。
 2. 又は、本契約から生じる金銭債務（資料等）の支払ひを遅延したことに對し、甲は
 乙に、前記①に生ずる遅延、（資料）、文書または訪問等により害を受け得る場合に
 於ては1回につき手数料として金3,000円（別途消費税等）を甲に支払ふものとす

1. 甲および乙は、それぞれの相手方に対し、次の各号につき、表明し承諾するものとす。

(1) 自ら反社会的勢力ではないこと、および本契約締結以降に反社会的勢力に属しないこと

(2) 自らの役員が反社会的勢力ではないこと

(3) 反社会的勢力が自らの本籍を利用し、本契約を締結するものでないこと

(4) 自ら反社会的勢力を利用し、相手方の行為を不正に行ないをしないこと

(5) 相手方に対し不当な利益を不当に相手方は協力するものではないこと

(6) 相手方は協力する旨の意思表示を相手方にし、または信用を毀損する行為をしないこと

1. 甲および乙は、契約前に知り得る相手方の報告事項を正確なものと推し、これに同意して加入するものとする。
2. 甲および乙は、個人情報の漏洩に関する法令およびその他の規程を遵守し、個人情報の適正な保護を怠る行為をしないものとする。
3. 甲および乙は、本契約の締結に際し、相手方から個人情報の取得をできなく利用目的を限定し、個人情報を収集して個人情報を取り扱いは、また個人データが第三者に提供されたりしないものとする。ただし、次に掲げる場合には限り、これをあてません。
- (1) 法令に基づき必要とする場合
- (2) 本人の生命、財産または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることと当該保護の目的とを両立することが困難な場合
- (3) 公益の増進の目的または公益の増進の推進のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることと当該公益の増進とを両立することが困難な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することとして個人資料を利用する必要がある場合にあって、本人の同意を得ることと当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れが甚だしい場合

【概記】Cに記載する費用のほか、本契約により生じる費用に対する消費税等について法令改正等により消費税等の税率が変更された場合、税率の変更に合わせて自動的に変更するものとします。

事件に於ては、本契約に関する訴訟の提起等、裁判上の手続をせしめようとするときは、
 原告の所在地を管轄する裁判所や第一審の専断的合意管轄裁判所とする。

本規約に定めのない事項については、関係法規ならびに慣習に従うものとし、甲と乙との紛争を悉く仲裁をもって最終解決します。

駐車場（自動車保管場所）契約書

所在地	狹山市富士見1丁目14番11号
車種及びナンバー及び色	名称（北野第2ビル駐車場）内 XXXXXXXXXX
賃料総額	毎月金8,800円也×2台（うち、消費税額800円×2台）
敷金・保証金	金 — 円也（無利息の約定）
備考	礼金として 金 — 円也

貸主（甲）と借主（乙）は、下記条項を双方承諾の上本契約を締結する

- 第1条 賃貸借の期間は令和6年4月1日より令和11年2月末日迄
向う5ヶ年とする。但し期間満了の場合、必要があれば当事者合議の上本契約を更新
することも出来る。（期間満了で契約を終了する場合は解約通告をすることとする。）
- 第2条 賃料の支払いは毎月末日迄に翌月分を乙は甲方に振込みにて支払うこと。
（振込手数料は乙負担とする）
万一、壹カ月なりとも滞納せる場合は、理由のいかんを問わず、甲は乙に何等の催告も
要せずして本契約を解除し、乙は即時明渡すものとする。
- 第3条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入りを妨げ
ないこと。
- 第4条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及転貸は絶対にし
てはならない。
- 第5条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則（駐車場契約書第1条から第12条(特約を含
む)の各条文)に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。
- 第6条 乙が、次の各号の一に該当したときは、貸主は、何らの催告を要せず本賃貸借契約を
解除することができ、乙はただちに自動車を移動し、かつ、残留品を撤去し、本件土地
を原状に復して貸主に返還するものとする。
①暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力
（以下「暴力団等反社会勢力」という。）であると認められるとき。
②乙が法人の場合、その代表者、実質的経営権を有する者が暴力団等反社会勢力である
ことが判明したとき。
③本件土地を暴力団等反社会勢力に使用させ、またはこれらの者を反復して出入りさせ
たとき。
④本件土地その他本件土地の周辺において、暴行、傷害、脅迫、恐喝、器物損壊、逮捕
監禁、凶器準備集合、賭博、ノミ行為、売春、覚せい剤、銃砲刀剣類所持等の犯罪を行
ったとき。
⑤本件土地その他本件土地の周辺において、暴力団等反社会勢力の威力を背景に粗野な
態度、言動によって、他の利用者、近隣住民等に不安感、不快感、迷惑を与えたとき。
- 第7条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されてい
る物件・車の部品等・車両以外の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣
の迷惑となるべき行為を一切なさざること。
- 第8条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変等による損害並に火災、盗難等が発
生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。

第 9 条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えた時は、その損害を賠償しなければならない。

第 10 条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は 1 ヶ月前に互に通知し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこと。

第 11 条 乙使用の駐車敷地内のゴミ、タバコの吸ガラ、空カン等については乙が清掃するものとする。又、乙使用の駐車敷地内に無断駐車がある場合には乙にて対応すること。

第 12 条 契約満了又は契約解除によりこの契約が終了後、なお借主の車両が本駐車場に駐車してある時は、貸主の適宜の方法で撤去できるものとし借主は何ら異議を申さない。但し、その費用は借主の負担とする。

特約条項 (契約書に追加、又は訂正した事項)

① 賃料振込先：(振込手数料借主負担)

② 乙よりの駐車場のみの解約は月末締め単位とし、日割り精算はしないものとする。
(解約通告日の翌末日が契約終了日となる。)

③ 甲の都合により、契約を解除することになった場合は第 1 条記載の契約期間の残余の有無に拘わらず、甲の通知日より 1 カ月後には無条件で明け渡すものとする。

④ 契約更新時には更新事務手数料として、新賃料の 0.5 カ月相当額 (消費税別) を媒介業者へ支払うものとする。

⑤ 契約期間は北野第 2 ビル 3 階と同一期間とする。(賃貸室を解約の際は同時に駐車場も解約となる。)

⑥ 駐車場内番号変更時には事務手数料として、1,000 円 (消費税別)・保管場所使用承諾証明書発行時には、事務手数料として、2,000 円 (消費税別) を媒介業者へ支払うものとする。

この契約の証として、本契約書を 2 通作成し甲乙双方共記名捺印して各 1 通を所持する。

令和 6 年 3 月 14 日

〒222-0037	
住 所	横浜市港北区大倉山 1-28-11-702 号
貸 主 (甲)	
氏 名	聖和商行株式会社
	代表取締役 北野 敦也
借 主 (乙)	
住 所	
フリガナ	
氏 名	東山 徹
自宅 TEL ()	勤務先 TEL ()

媒介業者

公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会 会員

住 所 埼玉県狭山市祇園 2 番 13 号

商 号 狭山不動産株式会社

代表者 代表取締役 伊藤

媒介業者

公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会 会員

住 所 埼玉県狭山市祇園 1 番 1 号

商 号 株式会社ハウスネット

代表者 代表取締役 新井靖

TEL 04-2956-5500

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

9337

(1/2)

日付	令和 8 年 2 月 20 日	支出額	80,440 円
項目	事務所費	充当額	40,220 円
細目	事務所費	按分率	1/2
摘要	事務所賃貸料（本町事務所		
備考	小島信昭		

政務活動費 領収書等貼付用紙

(2/2)

小島信昭		用紙に記入する場合は必ずこの欄に記入してください	
期	要	お支払金額	お預り金額
08-02-20 送金		*80,000	
08-02-20 手数料		*440	

キャッシュサービスご利用明細			
振替預りかたがたご説明します。 お取引内容をお預りかたがたご説明します。③ 埼玉りそな銀行 お預りかたがたご説明します。			
取引銀行	取引店	口座番号	
0017			
取引店	お取引日	時刻	
38104	08-02-20	10:05	
お取引内容	お取引金額 (円)	手数料	
振込	*80,000	*440	
お取引後の残高 (円)		おつり	

お取引内容ご説明します。 ③ 埼玉りそな銀行			IC認証
お取引内容ご説明します。			電帳
登録番号 0001			
Jマ J J J J J			
電話番号 048-758-1624			
取扱番号 300172			
印刷番号ご説明します。 ③ 埼玉りそな銀行			

【基本情報】									
(1) 賃貸物の目的物									
名称	賃貸物件名 賃貸事務所								
所在地	〒 228-0057 埼玉県さいたま市岩槻区本町5丁目5-10								
用途	1 雑用		2 事務所		3 住宅		4 貸倉庫(併用)		5 その他
戸数	戸		間数	地上 3 階		地下 階		工事始り年	
住戸番号	1階		手号	関係		0		面積	29.75 ㎡
(2) 事業内容(具体的に記載すること)									
埼玉県県民会館職員 団長小島信昭事務所									
(3) 契約期間									
始期	2025年05月01日						2年		0月
終期	2027年04月30日								
(4) 資料・管理費・共済費・その他費用及び支払方法									
賃料等	原費	月額	80,000	円	月数			円	
	手数料	円	1	円	支払			円	
	支払期間(月)	毎月第1回末日							
	税金(総額)	80,000	円	家賃	1ヶ月増減分				
	更新料	更新時の	0	円	0	円	更新事務手数料	44,000	円
(5) 貸主及び管理者									
貸主	住所								
	署名	TEL. [REDACTED]							
	印鑑	〒 339-0067							
管理者	住所	埼玉県さいたま市岩槻区本町5丁目1-1							
	署名	TEL. 048-756-0539							
	印鑑	埼玉県岩槻区岩槻町4-1-10							
(6) 借主									
借主(法)	住所								
	氏名	埼玉県県民会館職員 小島 信昭							
	生年月日	性別	職業	職業					
印鑑									
(7) 賃貸保証及び権利関係									
賃貸保証人及び保証状	住所	保証人の印鑑							
	氏名	小島 信昭							
	生年月日	TEL. 048-757-4666							
	印鑑	埼玉県さいたま市岩槻区大字本町30							
貸主管理費請求書	期号	決定期							
	支払	決定済(賃貸料請求書決定番号)							
(8) 特別条項									
・契約終了後30日、更新事務手数料として新賃料(2ヶ月分)相当額(消費税別)を借主の口座に貸主へ支払うこと。 ・借主の滞りには借主が滞り不足する間に滞り相当額を全て返還し、滞り返還したうえで本物件を明け渡すものとする。 ・借主が借主用と誤解したものについてはその限りではない。 ・滞りの場合に借主は貸主に対し、滞戻した滞り相当額(滞り内各月の賃料請求は一切なし)を返す。									

令和7年 4月 2日

資主(明) 代理 有限会社 宝来屋不動産商会

氏名 [REDACTED]

住所 [REDACTED]

借主(乙)

連人名 埼玉県議会自民党議員団

代表者 小野 信昭

所在地 埼玉県市若槻区本町5-5-12

TEL [REDACTED]

資金渡り先 (担当者) 氏名 [REDACTED]

TEL 048-758-1624

擔保保証人(丙)

氏名 別紙

住所 [REDACTED]

TEL [REDACTED]

更新專案契約書 (普通營業借) 1 / 3

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

9338

(1/2)

日付	令和 8 年 2 月 20 日	支出額	6,500 円
項目	事務所費	充当額	3,250 円
細目	事務所費	按分率	1/2
摘要	駐車場代（本町事務所		
備考			

別記様式第1号（第6関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

9338

(2/2)

領 収 証

No. _____

小島信昭 様

8年 2月 20日

★6500円

但 18 3月

上記正に領取いたしました

内 訳

税抜金額	〒
消費税額等(8%)	

賃借人：住所 埼玉県さいたま市岩槻区掛 301
氏名 小島信昭

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

9339

(1/1)

日付	令和 8 年 2 月 20 日	支出額	121,000 円
項目	事務所費	充当額	108,900 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所賃借料 3 月分		
備考			

支払証明書あり

理由

更新

賃貸借契約書

(物件名称)

川口本町リハイム 102号室

(契約期間)

令和5年11月4日 ～ 令和8年11月3日

(貸主名称)



様

(借主名称)

永瀬 秀樹

様

有限会社アーヴァンクリエイト

埼玉県川口市本町4-5-32フジタ川口マンション103号

Phone048-227-0008 Fax048-227-0005



賃貸借契約証書

記

貸主 [REDACTED] (以下甲という) と借主 永瀬 秀樹 (以下乙という) との間で表記の賃貸借に関し、本目下記のとおり契約を締結する。

第一条 (賃貸借物件)

- 1 甲は、次の物件を乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。
所在地 埼玉県川口市本町4丁目8-12
物件名 川口本町リハイム
号室 102号 面積 38.58 平方メートル (11.67 坪)
構造 鉄骨鉄筋コンクリート陸屋根造 12階建
- 2 前項賃貸部分の位置形状は現状の通りとする。

第二条 (使用目的の制限)

- 1 乙は賃借部分を事務所の目的のみ使用するものとする。

第三条 (賃貸借の期間)

- 1 賃貸借の期間は令和5年11月4日より令和8年11月3日までの3年間とする。
- 2 賃貸借期間の満了後、この契約を更新するときは、乙は甲に対して新賃料の一ヶ月分を支払うことにより更新できることとする。

第四条 (賃貸料)

- 1 賃貸料は月額 金110,000円也とする。(別途消費税等あり)
- 2 乙は甲から賃貸借物件の引渡しを受けた日から賃料を支払うものとする。
- 3 賃貸料は先払いとし、乙は毎月末までに翌月分の賃貸料を下記の振込先に振込んで支払わなければならない。
但し、契約の始期または終期において、賃貸借の日数が1ヶ月に満たない月については1ヶ月30日として日割計算によるものとする。

<振込先>

口座名義人

第五条 (賃貸料の改定)

- 1 前条に規定する賃料は一般需物価の変動、近傍建物賃貸料及び経済情勢の変化、公租公課の増減、その他相当の事由があるときは甲乙協議の上、新賃貸料に改定することができる。

第六条 (敷金)

- 1 乙は敷金として金330,000円也を本契約と同時に甲に対して支払う。
- 2 敷金には利息をつけない。
- 3 乙は敷金をもって賃貸料の支払いに代えることはできない。但し、賃貸借物件に明渡しがあった場合において、賃貸料もしくは経費の不払い及び損害金があるときは、

令和 5 年 / 月 3 日

貸主 氏名

住所

電話

借主 氏名

住所

電話

連帯保証人氏名

住所

電話

仲介業者

住所

代表者

電話

免許

取引士

有限会社 アーヴェンクリエイト

〒332-0012 埼玉県川口市本町4-5-32

フジタ川口マンション103号

代表取締役 和久井 誠

048-227-0008

埼玉県知事(3)第22120号